拓殖大学学長職・学監職と

理事長職・総長職等の制度的な変遷

、理事長、総長等)に関する制度の変遷を辿ったものである。本資料は、台湾協会学校創立以来の経営陣(校長、学長、学

監

習や不文の決まりごと、経営をとりまく環境、経営陣個々のパー実際の経営のダイナミズムは、明文化された規程とともに慣

を整理しておく必要がある。なお、制度の変更の理由に関してが、その大前提として明文化された規定がどのように変遷したかソナリティなどの要素を総合的にとらえてこそ理解できるものだ

は、公式の議事録等に納められたものに限って説明を加えた。

明治三五年の時点で次のように定められている。等が置かれた。それを規定したのは、台湾協会学校規則である。

坪

隆

彦

松

尾

圭

造

第二十七條 校長ハ校務ヲ總理ス

會計主任ハ會計事務ヲ監督ス

學監ハ教務ヲ監理ス

幹事ハ校長ノ命ヲ受ケテ校務ヲ處理ス

設立当初の制度

台湾協会学校時代には、当初、校長、会計主任、学監、

幹事

則における校長、会計主任、学監、幹事に関する規程は明治四挿入されるなどの若干の変更があったものの、台湾協会学校規明治三六年に学監の規程の前に、「講師ハ授業ヲ擔任ス」と

改称されている。 会専門学校と、明治四〇年二月に東洋協会専門学校とそれぞれ二年まで変更されていない。この間、明治三七年四月に台湾協

博士の松崎藏之助が就いた。 博士の松崎藏之助が就いた。 任することが東京府知事より認可されている。学監が新設され 明治三三年七月五日に、台湾協会会頭の桂太郎が学校長に就

認可を受けている。 一方、台湾協会学校は台湾総督府から補助金交付を受けるに一方、台湾協会学校会計主任ノ任免ハ台湾総督ノ認可ヲ受ク際して、「校長及学校会計主任ノ任免ハ台湾総督ノ認可ヲ受クの山口宗義を会計主任として認可願を提出、同年五月二五日に一方、台湾協会学校は台湾総督府から補助金交付を受けるに一方、台湾協会学校は台湾総督府から補助金交付を受けるに

いる。

学校幹事の門田正經が会計主任に就いた。社団法人に改組されたのに伴い、八月二六日に協会専務理事で二〇日に東洋協会(明治三九年一二月に台湾協会から改組)が会計主任は大正三年八月まで山口が務めていたが、同年七月

ととされた。『東洋時報』の「東洋協会専門学校記事」には、一方、学監は大正三年七月に、当面校長と別には置かないこ

爲れる」と書かれている。「今後本校は校長親ら學監の事を兼ね別に學監を置かざる事と

英太郎(東洋協会副会頭)であった。

英太郎(東洋協会補民専門学校に改称)、松崎が学監を辞任(大校から東洋協会植民専門学校に改称)、松崎が学監を辞任(大校から東洋協会植民専門学校に改称)、松崎が学監を辞任(大をの三年後の大正六年四月(大正四年八月に東洋協会専門学

大正六年四月二四日に小松原校長は訓辞で次のように述べて

「拙者へ是迄ノ通矢張校長ノ名義ヲ有シ及フ丈尽力スル「拙者へ是迄ノ通矢張校長ノ名義ヲ有シ及フ丈尽力スル「拙者へ是迄ノ通矢張校長ノ系カルカー切ノ責任へ素ヨリ校長ニ於テ負担シ本校重要たいの論本校教育ニ関スルコトハ挙ケテ新渡戸博士ニ委任スルノデアル故ニ博士ハ将来生徒ニ対スル訓育ノ中心トナルルノデアル故ニ博士ハ将来生徒ニ対スル訓育ノ中心トナルルノデアル故ニ博士ハ将来生徒ニ対スル訓育ノ中心トナルルノデアル故ニ博士ハ将来生徒ニ対スル訓育ノ中心トナルルノデアル故ニ博士ハ将来生徒ニ対スル訓育ノ中心トナルルノデアル故ニ博士ハ将来生徒ニ対スル訓育ノ中心トナルルノデアル故ニ博士ハ将来生徒ニ対スル訓育ノ中心トナルルノデアル故ニ博士ハ将来生徒ニ対スル訓育ノ中心トナルルノデアルは、

本校 ルコトヲ期スルカ如キ日常校長ノ任務ハ博士ニ委託シ益々 二改善ヲ図リ各職員ト協同一致シテ本校教育ノ成績 ノ特色ヲ発揮セシコトヲ欲スルノデアル(⑴ マジゲ

関しては全て学監に委託する方針が示されたのである。 つまり、 校長は学校行政の最高責任者とし、 学校教育訓育に

商議員制度の発足

大正六年六月五日には、東洋協会植民専門学校商議員会規程

が以下のように制定された。

第 條 東洋協會植民専門學校ニ重要校務ヲ諮詢スル爲商

議員會ヲ設置ス

第二條 商議員會ハ學校長學監幹事及學校長ノ委囑シタル

商議員七名以内ヲ以テ組織ス

第三條 商議員會ハ學校長之ヲ招集ス

第四條 商議員會ノ議長ハ學校長之ニ當ル但學校長事故ア

ルトキハ學監之ヲ代理ス

ある。

商議員制度の設置は、 大学の運営に関わる重要な問題につい

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

ては、 判断によると考えられる。この制度は、 経営陣だけでなく関係者の意向を取り入れていくべきと 評議員制度に発展し

校長から学長へ

ていく。

の

大正七年四月には拓殖大学と改称されたが、翌大正八年度の

拓殖大学要覧」にある拓殖大学規程(大正六年一二月一二日)

は次のように定めている。

第四條 學長 ハ學務ヲ統理ス

第五條 學監ハ學長ノ命ヲ受ケ教務ヲ董督シ學生

訓育 ヲ

掌ル學長事故アルトキハ其事務ヲ代理ス

第六條 幹事ハ學長ノ命ヲ受ケ學務ヲ幹理ス、學長學監

故アルトキハ其事務ヲ代理ス

ノ命ヲ受ケ教務ヲ董督シ訓育ヲ掌ル」と明確に規定されたので ここにおいて、 校長が学長と改められ、 学監の職分が

た在学生数は、拓殖大学と改称された大正七年に三三八人に増 この間、 東洋協会植民専門学校時代の大正六年に二九一人だっ

加している

理事制の導入

大正九年一○月二九日の東洋協会をのものと大学は事業を分立 一大学紀定(後に事務規定)の双方において大学経営陣の職務は 大学規定(後に事務規定)の双方において大学経営陣の職務は 大学規定(後に事務規定)の双方において大学経営陣の職務は 大学規定(後に事務規定)の双方において大学経営陣の職務は 大正九年一○月二九日の東洋協会評議員会で、勅令第三八八 大正九年一○月二九日の東洋協会評議員会で、勅令第三八八

の職務が次のように明確化された。同年の財団法人東洋協会大学寄附行爲によって、大学経営陣

財團法人東洋協會大學寄附行爲(大正一一年)

る。

第二十三條 學長ハ評議員會之ヲ推薦シ本大學ノ代表者ト

ス

理事ハ評議員會ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム第二十四條(理事ハ五名トス内一名ハ現任學長トシ其他・

第二十五條 理事ハ評議員會議ノ决議ニ基キ一切ノ經營ニ

任ス

コト能ハザルトキハ他ノ理事ノ互選ヲ以テ定メ第二十六條 學長缺ケタルトキ又ハ事故ニヨリ職務ヲ行フ

タル理事之ヲ代理ス

行爲(大正一一年)で、「評議員會之ヲ推薦シ」と、初めて謳附行爲における経営陣の職務規定は、大正一五年一二月の校名職務規定自体は昭和一三年まで変更されずに継続する。
なお、学長の選出に関する規定が財団法人東洋協会大学寄附行爲と変更されたものの、で表別によって財団法人拓殖大学寄附行爲と変更されたものの、ので名のでは、大正一五年一二月の校名のでは、大正一五年一二月の校名のでは、大正一五年一二月の校名のでは、大正一年)で、「評議員會之ヲ推薦シ」と、初めて謳談のでは、対している。

一方、同時期の東洋協会大学規程は次のように変更されてい

となく続いている。

われることになった。この規定は戦後になるまで変更されるこ

第二條 大學長ハ本大學ヲ統理シ且ツ之ヲ代表ス

第三條 學監ハ大學長ノ命ヲ受ケテ大學ノ學務ヲ管理ス

また、それまで「教務を董督し訓育を掌る」と定められていた大学長が大学を統理し、かつ大学を代表するとされている。

こでの 学監 の 職務は「大学の学務を管理」すると変更されている。こ 「教務」と「学務」の違いは、 表現以上にはないと思わ

干変更した。 昭和七年の拓殖大学規程は、 次のように学長の職務規定を若 れる。

第二條 大學長ハ本大學ノ一切ヲ統理シ且ツ之ヲ代表ス

學監ハ大學長ノ命ヲ受ケ大學ノ學務ヲ管理ス

に変更されている。 学長の職務が、「大学を統理し」から「大学の一切を統理し」

評 議員制度の設置

財団法人東洋協会大学寄附行爲(大正一一年) は、 初めて評

議員に関する規定を以下のように定めた。

第七條 本大學ニ評議員二十五名ヲ置

第八條 評議員ハ左ノ三種トス

社團法人東洋協會理事中ヨリ互選シタル 者 五.

名

專

本大學ニ功勞アル者及學識經驗アル者ノ中 ヨリ 社

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

法人東洋協會會長ノ推薦シタル者 十三名

 \equiv 東洋協會大學教授並東洋協會大學卒業者中ヨ IJ 社 專

法人東洋協會會長ノ推薦シタル者 七名

但シ東洋協會大學卒業者ニハ其舊制度專門學校 ノ卒

業者ヲ含ム

第九條 評議員ノ任期 八四箇年トス

(中略)

第十四條 評議員會ハ評議員ヲ以テ組織シ本大學ニ關

スル

重要ナル事件ヲ决定ス

學長ハ評議員會ニ出席シ協議及表决ニ加

ル

Ŧ

・トス

(中略)

第十八條

中略

評議員會の議長ハ評議員中ヨリ之ヲ互選ス

第二十一條 評議員會ノ决議 ハ出席評議員 ノ過半數ニ依

だったが、 構成も商議員会は学校長、 評議員会議長は評議員中より互選することとなった。 従来、 商議員会議長には学長が当ることとされていたが、 評議員会はより広範な関係者で構成されることと 学監、 幹事と学校長が委嘱した者 また、

なった。

財団法人拓殖大学寄附行爲は、昭和一二年に改正され、評議財政基盤強化のための評議員・理事制度の改正

員に関する規定が次のように変更された。

第八條 本大學ニ評議員五十名以内ヲ置ク

第九條 評議員ハ左ノ六種トス

一、本大學々長

一、社團法人東洋協會々長

る。

三、社團法人東洋協會副會長一名

四、社團法人東洋協會理事中ヨリ互選シタル者三名

五、本大學ニ功勞アル者及ビ學識經驗アル者ノ中ヨリ社

團法人東洋協會々長ノ推薦シタル者十九名以内

ヨリ拓殖大學學長ノ推薦シタル者二十五名以内拓殖大學教授拓殖大學卒業者並ニ拓殖大學維持會中

六

但シ拓殖大學卒業者ニハ拓殖大學專門部及ビ其ノ舊

制度專門學校ノ卒業者ヲ含ム

評議員の構成人数、特に卒業生の枠が拡大している点が大き

な変化である。

また、寄附行為は「理事ハ五名トス」とされていた理事に関

する規定を次のように改めた。

理事ハ評議員會ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム 一十四條 理事ハ七名トス内一名ハ現任學長トシ其他

れた第四○回拓殖大学評議員会決議録は、次のように記してい以上の改正の理由について、昭和一二年一月一八日に開催さ

評議員七名ヲ出シタルモノナレバ今日ニ於テハ假令維持會評議員七名ヲ出シタルモノナレバ今日ニ於テハ假令維持會テラ額ノ寄附ヲ為し或ハ有力ナル援助ヲ為ス者ニ對シテハエスベキ主要ナル理由ナリ尚現行ノ寄附行為、大正十一年加スベキ主要ナル理由ナリ尚現行ノ寄附行為、大正十一年加スベキ主要ナル理由ナリ尚現行ノ寄附行為、大正十一年加スベキ主要ナル理由ナリ尚現行ノ寄附行為、大正十一年が大事業、爾來順調ニ進行シツ、アリ想フニ維持會員トシガ為、大正十一年の大学ノ財政的窮乏ヲ救ヒ且ツ其發展ヲ朞センガ為、

員ノ加入無クトモ若干ノ増員ヲ適當トスル情勢ニアリシ コ

トヲ付言ス」

「拓殖大學教授卒業者並ニ維持會員ニ關シテハ學長 其

任務上東洋協會會長ニ比シ知ル所深キヲ以テ右三者中ヨリ 評議員ヲ推薦スル場合ニ學長ガ此ニ當ルハ最モ自然ノ 處置

ナルガ故ニ是レ亦草案ノ如ク改ムルヲ可トス」

「理事ノ増員モ前陳ノ趣旨ニテ評議員ノ増員ニ對應シ以

テ本大學發展ニ資セントスルニ在リ」

昭和一三年の変更

財団法人拓殖大学寄附行為は、 昭和一三年に次のように大幅

に改正された。

財團法人拓殖大學寄附行爲(昭和一三年)

第二十四條 第二十三條 本大學ニ學長一名ヲ置 學長ハ評議員會ニ於テ之ヲ推薦ス

第二十五條 學長は本大學ヲ代表シ且ツ之ヲ總理ス

第二十六條 長及ビ東洋協會々長トシ其ノ他ノ理事 本大學ニ理事九名以内ヲ置ク内ニ名ハ現任學 ハ評議

會ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

第二十七條 理事 評議員ノ决議ニ基キ一切 ノ經營ニ任ズ

學長ハ理事中ノ一名ヲ以テ專務理事ト爲スコ

トヲ得

專務理事 ハ學長ノ命を受ケ專ラ一切經營ノ任

ニ當ル

第二十九條 學長故障ニ因リ職務ヲ行フコト能 ハザ ル トキ

ハ専務理事之ヲ代行シ更ニ專務理事故障ニ因

職務ヲ行フコト能ハザルトキハ他 ノ理事 ノ互選

ヲ以テ定メタル理事之ヲ代理ス(33)

この寄附行為の変更に伴って、 拓殖大学事務規定において大

学経営陣の職務を規定した。

拓殖大學事務規定 (昭和 一三年)

第 條 本大學ニ本部ヲ置ク本部ハ學長ノ命ヲ受ケ本大學

及ビ其ノ經營スル事業全般ニ關スル事務ヲ統 總攬

ス

第二條 本部ハ専務理事並ニ左ノ職員ヲ以テ之を組織ス

學監

員

幹事

三、學部長

四、豫科長

五、專門部長

三條 學長ハ本大學ノ教職員ヲ任免ス

第四條 本大學ニ學監一名ヲ置ク

學監ハ學長ノ命ヲ受ケ左ノ職務ヲ行フ

一、學部長、豫科長、專門部長、圖書舘長及ビ學生課

長ヲ監督スルコト

ヘムトスルモノナリ」

二、教授、助教授及ビ講師ヲ指揮監督スルコト

三、教職員ノ任免ニ關シ學長ヲ補佐スルコト

経営と学務とが分離されたことを意味すると考えられるいます、寄附行為は、学長に関して「大学の代表者とす」と定めていたが、「大学を代表し、かつ大学を総理す」と定めけ定めていたが、「大学を代表し、かつ大学を総理す」と定めます。代表権の内容まで詳記したものと思われる。また、初いいたが、「大学を代表し、かつ大学を総理す」と定めます。と言うない。

理事の規定変更に関して次ように記している。

長ヲ加へ本大學ト東洋協會ヲ益々密接ニシ大學ノ発展ニ備ナル關係ヲ保持セシガ更ニ本大學發展上理事中ニ東洋協會々トシテ獨立シ今日ニ至リシモ東洋協會トシ關係ハ依然密接レ大正十一年大學令ニ依ル大學ニ昇格スルニ當リ財團法人「本大學ハ東洋協會ノ事業トシテ明治三十三年創立セラ

営二万遺漏ナキヲ期ス為ナリ」と述べている。
・・専務理事トセルハ本大学経営ノ常務一切ヲ掌理セシメ以テ経また、専務理事を置いたことに関しては「理事中ノー名ヲ以

務としてはじめて「教職員の任免」が明記された。学監の職務がより具体的に規定された点である。また学長の職事務規程における変化は、大学に本部が設置されるとともに、

は昭和一三年の寄附行為の内容が踏襲されている。する規程がなくなり、次のように変更された。なお、内容的にさて、昭和一八年一〇月の拓殖大学事務規程では、本部に関

寄附行為変更認可申請に添付された「改正理由」では、まず

拓殖大學事務規程 (昭和一八年一〇月)

第一條 學長ハ本大學ヲ總理シ教職員ヲ任免ス

第二條 専務理事ハ學長ノ命ヲ受ケ專ラ一切ノ經營ノ任ニ

貨儿

第三條 學監ハ學長ヲ補佐シ左ノ職務ヲ行フ

農場長及ビ學生課長ヲ監督スルコト一、學部長、豫科長、專門部長、圖書舘長、研究所長、

二、教授、助教授及ビ講師ヲ指揮監督スルコト

一、教職員ノ任免ニ關シ學長ヲ補佐スルコト

戦後の変化

(敗戦に伴なう暫定期間から生まれた総長制?)

は、寄附行為の大学経営陣に関する規定に変更はなかった。昭和二一年一月の拓殖大学から紅陵大学への校名変更の際に

陵大学は、昭和二三年七月に新制の大学設置を申請した。戦後法制に基づく新制大学制度を打ち出した。これに対応して、紅昭和二二年四月に文部省は新たな大学設立基準を規定し、新

召口二三月二月110「折削工を大学殳萱忍可申青」こ忝寸との最初の変化は、このときに起こった。総長職の設置である。

昭和二三年七月五日の「新制紅陵大学設置認可申請」に添付さ

れた事務規定には次のようにある。

第二條 總長は本大学を總理し教職員を任免する

当る總長事故あるときは専務理事之を代理する「翌」三条「専務理事は總長の命を受け専ら一切の経営の任に

これを昭和一八年の事務規程と比較すると、規程上ほぼそのまま「学長」が「総長」に置き代わったことがわかる。また、学監に関する規程は削除されている。これより先、昭和二一年学監に関する規程は削除されている。これより先、昭和二一年によって正式に学長を選定した方がいいとの考慮によるとされている。いずれにせよ、この時点で学監職にあった高垣寅次郎が、される(それについての文書による裏づけはまだ発見されてと推察される(それについての文書による裏づけはまだ発見されている。いずれにせよ、この時点で学監職は廃止されたと推察される(それについての文書による裏づけはまだ発見されている。いずれにせよ、この時点で学監職は廃止されたと推察される(それについての文書による裏づけはまだ発見されている。いずれにせよ、この時点で学監職は廃止されたと推察される(それについての文書による裏づけはまだ発見されている。いずれにせよ、この時点で学監職は廃止されたと推察される(それについての文書による裏づけはまだ発見されている。

改組されたが、昭和二二年七月に解散した。なお、東洋協会は、昭和二一年一月一二日に東洋文化協会に

評議員規定の変更

附行為で、評議員の規定は以下のように変更されている。昭和二一年四月の寄附行為変更申請に添付された改正後の寄

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

第九條 評議員ハ左ノ六種トス

本大學々長

二、社團法人東洋文化協會々長

三、本大學ニ功勞アル者及ビ學識經驗アル者ノ中ヨリ紅

陵大學長推薦シタル者二十四名以内

四 紅陵大學教職員中ヨリ紅陵大學綜合教授會ノ / 推薦シ

タル者八名以内

Ŧį. 紅陵大學卒業者中ヨリ紅陵大學學友會ノ推薦シタル

者八名以内

六 紅陵大學維持會中ヨリ紅陵大學維持會ノ推薦シタル

者八名以内(32)

私立学校法の制定に伴う変遷 (理事長制の発足)

紅陵大学は昭和二四年一二月に公布された私立学校法に対応

して、 昭和二六年三月学校法人に改組された。

た。③ これに伴い学校法人紅陵大学寄附行為は次のように変更され

第八條 理事の互選により理事長一名を定める。

理事長はこの法人を代表し法人内部の事務を総括

する。

第九條 理事長は理事会の決議に基き理事の内一名を専務

理事とすることが出来る。

専務理事は理事長を補佐して常務を処理する。

第十條 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたとき

は専務理事が理事長の職務を代理又は代行し理事長

専務理事共に事故あるとき又は欠けたときは他の

理

事の互選を以て定めた理事が理事長の職務を代行す

る。

(中略)

第三十四條 総長は紅陵大学の学長としてこの法人の設置

する学校を統督する。

第三十五條 総長は評議員会の推薦による。

第三十六條 総長の任期は四ヶ年とする。

ここではじめて理事長職が規定された。経営と教学の分離と

いう、 幹事)を設けたときからの流れの中で、私学も重視されていた 昭和一三年に専務理事制 (その前身としての会計主任

米国の占領下にあった昭和二四年一二月に公布された私立学校

の法人の設置する学校を統督する」とされた。の事務を総括する」とされ、総長は「紅陵大学の学長としてこ法に対応した措置であった。理事長は「法人を代表し法人内部

おきたい。

「は、最後(一七七頁~)にまとめて変遷を整理して年一一月に施行された総長推薦に関する細則で定められた。こだし、新総長が制度的に了承されるまでの推薦方法は、平成六道会の推薦」と規定され、以降変更なく現在に至っている。たるお、理事長の選出は「理事の互選」、総長の選出は「評議

で、理事、評議員は次のように定められた。 学校法人化に伴なって定められた学校法人紅陵大学寄附行為

第六條 理事は次の各号に掲げるものとする。

一、総長

た者一名(総長を除く)二、この法人の設置する学校の長の互選により定められ

された者一名四、前各号の他学識経験者のうちから理事会に於て選任三、評議員の互選により定められた者二名以上七名以内

第十九條 評議員は左の六種とする。

一、総長一名

二、この法人の設置する学校の長

理事会の推薦した者 十名以上二十名以内三、この法人に功労ある者及び學識経験ある者の中より

薦した者 十名以上十五名以内四、この法人の設置する学校の教職員中より教職員の推

名以上十名以内 五、紅陵大学々友会の員中より学友会の推薦した者 五

名以上十名以内(%) (素) 人工陵大学後援会の員中より後援会の推薦した者 五六、紅陵大学後援会の員中より後援会の推薦した者 五

現に関する点以外に何等変更のないまま今日に至っている。に変更はない。以降、次のように評議員に関する規程は文章表月二七日に「拓殖大学寄附行為」となったが、条文の内容自体紅陵大学から拓殖大学への校名再変更に伴い、昭和二七年九

第21條 評議員は次の6種とする。 拓殖大学寄附行為(平成一五年四月一日施行)〔原文横書き〕

(1) 総長 1名

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

これを受けて、

同年五月一五日施行の拓殖大学寄付行為で、

拓殖大学百年史研究 一二号

- (2) この法人の設置する学校の長
- 事会の推薦した者 10名以上20名以内(3) この法人に功労ある者及び学識経験者の中より理
- 薦した者 10名以上15名以内(4) この法人の設置する学校の教職員より教職員の推
- 5名以上10名以内(5) 拓殖大学学友会会員中より学友会の推薦した者
- 5名以上10名以内 5名以上10名以内 6) 拓殖大学後援会会員中より後援会の推薦した者

ては後述する。 若干の変更があったので、これに関し

総長規定の変更

評議会の決議を経て実行に移し度い」と発言した。
改め度く此が為には現行寄附行為第三十四条を改めることとしれておるが、学長が必ずしも総長でない場合もあり得ることに長は寄附行為に基づく総長が当然其の職に任ずる事に規定せら明和二八年四月一○日の理事会で、笹山忠夫理事が「従来学

総長に関する規定が変更された。

年まで寄附行為における大学経営陣の規定に変化はない。即するとの結論に達した」と書かれている。その後、昭和五五理事会の意向で総長の下に専任の学長を置く事が本学の現状に理事会の意向で総長の下に専任の学長を置く事が本学の現状にでいる。と変更された。この変更の理由書には「教授会、を總理する」と変更された。この変更の理由書には「教授会、を総理する」と変更された。この法人の設置する学校を統督

た。 の改正の必要が提起され、次のように事務規程は改正され 規定の改正の必要が提起され、次のように事務規程は改正され 昭和二八年五月一八日の理事会で、寄附行為改正に伴う事務

置する学校を總理する第二條 總長は理事会の決議に基き学校法人拓殖大学の設

第三條 学長は總長を補佐して本大学の学務を掌理する

(中略)

第十九條

、總長は、評議員会の推薦による

を得て總長之を任命する二、学長は、教授会の互選又は推薦により理事会の同意

(中略)

168

第九十五條 連絡会議を招集する 理事長又は専務理事必要と認むるときは事 務

総長と学長の兼務 (昭和三二年の事務規定)

したということになる。 なることを規定していないわけで、 長と学長の兼務が謳われた。これは昭和二八年施行の寄附行為 に矛盾するものではないが、 昭和三二年四月一日施行の事務規定では以下のように再び総 寄附行為は総長が自動的に学長に 事務規程改正によって対応

総長は拓殖大学の学長を兼ね学校法人拓殖

第三条 人事は総長の名においてこれを行う。

設置する学校を統督する。

第四条

- 、教授及び助教授の任免は選考委員会に於て審議の上、 教授会の承認を経て総長がこれを行う。
- 講師、 年とする。 員会の審議を経て総長これを行う。 助手及び副手の任免は総長の委嘱する選考委 講師の任期は
- 各学部長は当該学部教授会の互選により、 図書館長

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

長これを任命する。 及び研究所長の選任は総合教授会の互選に依 但し其の任期は二年とする。 り、 総

四 学生部長は総長之を任免する。 但し其の任期は二年

とする。

瓦 体育局長は体育局に所属する教授を以てこれに当て、 総長これを任免する。任期は二年とする。

六 農場長は総長これを任免する。但し、其の任期 年とする。 は

七 嘱託は総長之を任免する。但し任期は一年とする。 本条に定める教職員にして任期の定めあるものは れも再任を妨げない。 孰

中略

第六条 事務局長の職務は次の通りである。

総長・理事長及び理事を補佐して本大学の経営及び 企画に当る。

各学部長、 長、 海外事情研究所事務局長及び農場長間の 研究所長、 図書館長、 学生部 長、 連繋に 体 育局

=学友会、 麗沢会、 父兄会等の連絡を図る。

当る。

四 人事及び機密に関する文書を管掌する。

(中略)

第九十七条 理事長は事務連絡調整のため必要と認められ

るとき事務会議を招集する。

(中略)

第九十九条 事務会議は理事長がその議長に当る。

このように、総長が学長を兼ねることが明記されるとともに、

「総長・理事長及び理事を補佐して本大学の経営及び企画に当

る」ポストとして事務局長が設けられた。

なお、寄附行為における理事の選任に関する規程は、変更の

ないまま推移していくが、平成一一年四月一日施行の寄付行為

において、次のように謳われた。

第六條 理事は次の各号に掲げるものとする。

一、総長

二、この法人の設置する学校の長及び事務局長の職にあ

る者

三、評議員の互選により定められた者二名以上七名以内

四、前各号の他学識経験者のうちから理事会に於て選任

された者一名

従来「この法人の設置する学校の長の互選により定められた

者一名 (総長を除く)」となっていたものが改正され、この法

人の設置する学校の長とともに事務局長が自動的に理事に就る

ことになったわけである。

なお、「評議員の互選により定められた者二名以上七名以内」

と定められた理事選任に関しては、選挙の形式をとらず、総長

各回の理事選

任の実態は本稿では扱わない。の一任といった方法で決められる慣習もあるが、

総長・理事長の人事権範囲の明確化

事務規定は、昭和三六年一〇月一日(施行日)に再び以下の

ように改正され、総長の職務がより明確化された。

第二条 総長は学校法人拓殖大学の設置した学校を総理し、

かつ拓殖大学の学長として校務を掌し、所属教職員

を統督する。

第三条 人事はすべて総長の名においてこれを行う。

(中略)

第五条 参事、副参事、書記、司書その他職員の人事は理

事長が行なう。

総長・理事長の人事権の範囲が明確化されたわけである。

理事長職と総長職兼任の場合

理事長、総長、学長を兼ねることとなり、当然、経営と教学の ることとし、それまでは総長が理事長を兼任し、 いとの意見が出て、結局三月の任免職の変動を目処に再検討す 織をとるか、 で専務理事を置くか、 事長をご決定願いたい」との提議がなされ、総長・理事長兼任 昭和四二年九月二六日の理事会では、中曽根康弘総長から 分離という観点からの議論が展開されることになった。 して行くよう一同申し合わせた。(4) ら検討の余地があるとし、 ただし、 理事長職と総長職とが兼任される場合には、 慎重審議がなされた。 理事長を選任して教学・経営面分離 また、 多少時間をかけるのが望まし しかし、組織等も多方面 理事一同協力 例えば、 同時に 理 0 か 組

総長・学長の区分

「従来より懸案となつている学長を別に置く件ならびに事務機また、昭和四三年四月一日の理事会でも、阿竹常務理事が

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

れた。
には以下のように、総長が自動的に学長ではないことが明示さただきたい」と発言している。審議の結果、同時施行の事務規ただきたい」と発言している。審議の結果、同時施行の事務規をがいる。事務会議の開催に先立ち、この件についてご審議い構の改善(部制)等により、事務規定を一部改正することにな

事務規程(昭和四三年四月一日)

界二条 総長は学校法人拓殖大学の設置した学校を総理

校務を掌り所属教職員を統督する。

第三条 人事はすべて総長の名においてこれを行う。総長は拓殖大学の学長を兼ねることができる。

第四条

の上教授会の承認を経て総長が行う一、教授および助教授の任免は選考委員会において審議

教授会の互選による教授二名以上を以て構成し総長が招集選考委員会は総長、理事長、学部長およびその都度総合

する。

う。 免は総長の委嘱する選考委員の審議を経て総長が行 、講師、学生主事、学生主事補、助手および副手の任

講師の任期は一年とする。

意見を徴して前期所定の手続をとる。にはかりかつ総長が必要と認めた場合は関係教員の二、前二項の選考については予め総長が理事長、学部長

これを任命する。

されを任命する。

されを任命する。

これを任命する。

これを任命する。

これを任命する。

これを任命する。

ただし、その任期は二ヶ年とする。五、学生部長、体育局長は総長がこれを任免する。

ずれも再任を妨げない。 六、本条に定めた教職員で任期を定めていないものはい

学長、教授等の任免権

は、初めて学長による教授等の任免権が謳われた。から発した。結局、昭和四七年四月一日施行の「事務規定」である。就任以来、総長・学長・理事長を兼任していたところ総長と学長の兼任に関して問題化したのは、中曽根総長時代

第4条 教員の人事は総長名でおこなう。

第5条 設置校の長の任免は総長がおこない、理事会で承

認をえるものとする。

等6条 専任の教授および助教授の任免は選考委員会にお第6条 専任の教授および助教授の任免は選考委員会におる教授会の承認を経て学長が行う。

② 講師・学生主事・学生主事補・助手および副手の任免② 請師・学生主事・学生主事補・助手および副手の任免

おのおのその任期は2年とする。 て、各学部長は当該学部教授会の互選によって、学長がこれを決定する。 ア、学長がこれを決定する。

経理研究所長。学生部長。体育局長。学生相談室長第8条 留学生別科。海外事情研究所長。語学研究所長。

は学長がこれを決定する。

第9条 教員で任期の定めてあるものについては、再任を

妨げない。

第10条 職員の人事については理事長がおこなう。

(中略

部局長をもって構成する部局長会議を招集する。本法人の設置する学校の長、事務局長および本学の第32条 理事長は事務連絡調整のため必要と認めるときは、

② 理事長は部局長会議の議長となる。

副学長職の新設

正された。
正された。
田和五一年七月二○日の理事会で、副学長の任期は二年とするころの規程がなかつたので、これを規程化する為改訂案の通り事での規程がなかつたので、これを規程化する為改訂案の通り事での規程がなかったので、これを規程化する為改訂案の通り事の規程がなかったので、これを規程化する為改訂案の通り事の規程がなかったので、これを規程化する為改訂案の通り事での規程がなかったので、これを規程化する為改訂案の通り事での規程がなかったので、これを規程化する為改訂案の通り事では、「従来、副学長につい

第4条 教員の人事は総長名でおこなう。

第5条 設置校の長の任免は、理事会で承認をえて総長が

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

これをおこなう。その任期は2年とする。

きる。副学長の任免は、理事会の承認をえて学長が第6条 本学に必要があるときは、副学長を置くことがで

これをおこなう。その任期は2年とする。

の教学組織規程施行によって、それも廃止された。いては、なお効力を有するとされていたが、平成元年四月一日は廃止された。ただし、事務規程のうち教学に係わるものにつ昭和五四年七月一日の事務組織規定施行によって、事務規定

うに謳われることになった。学長・副学長に関する職務権限は、教学組織規程でも次のよ

督する。 第4条 学長は、本学の教学事項を総括し、所属教員を統

2 副学長は、学長を補佐する。

理事長職務の規程変更

た。昭和五五年三月には、国際協力事業部(担当:寺井久元常を発表、国際協力の推進による建学の精神の復興に動きはじめ昭和五四年一〇月、高瀬侍郎総長・理事長は、「教学三訓」

ように寄附行為の第三、七、九条を変更することが決定された。教育方針を受けて、昭和五五年五月一七日の理事会では、次のき国際教育」が出されている。これらの建学の精神に基づいた務理事)から拓殖大学関係者に対して「国際化社会に対応すべ

を行なうことを目的とする。 学の理念に基き有為の人材育成のため、全人的教育法に従い、学校及び其の他の教育施設を設置し、建眾三条 この法人は教育基本法、学校教育法及び私立学校

第七条 理事会はこの寄附行為に基づき第三条の目的に伴

なう一切の業務を決定する。

半数による。但し可決同数のときは議長の決すると理事会は理事を以て組織し、其の決議は理事の過

ころによる。

を総括する。理事長はこの法人を代表し、本法人の全ての業務第九條理事の互選により理事長一名を定める。

れた「有為ノ人材ノ養成」の文言の復活である。る。これは、昭和二六年三月の学校法人への改組を機に削除さなう」(三条)ことを目的とすることを明確に謳ったわけであ「建学の理念に基き有為の人材育成のため、全人的教育を行

した。「内部」と「全て」の表現の違いに留意したい。の事務を総括する」を「法人の全ての業務を総括する」に改正すると規定した。これを受けて、理事長の規定は、「法人内部すると規定した。これを受けて、理事長の規定は、「法人内部

昭和五五年五月三一日の理事会では、第三条に関して教育基昭和五五年五月三一日の理事会では、第三条に関して教育基の結果、第三条は次のように修正された。この結果、第三条は次のように修正された。

人的教育を行なうことを目的とする。置し、建学の理念に基き有為の人材育成のため、全第三条 この法人は、学校及び其の他の教育研究施設を設

を物語っているのではなかろうか。 れたことは、この寄附行為変更が重大な意味を持っていたことを含むと説明した。この後の質疑応答で、活発な議論が展開さ施設管理権・財務権その他第三条の目的遂行に伴う一切のもの川常務理事が第七条の「一切の業務」には、教育権・人事権・この寄附行為変更は同日の評議員会で上提された。まず、小

づけられていると説明した。 については評議員会の議決を要することが寄附行為に明記され について質問があり、これに対して小川常務理事が、 関連して、滝沢勇評議員から、 運営権を含むものと理解願いたい旨の答弁がなされた。 これに対して小川常務理事から本改正案における「業務」には と考えるが、 まず、 本来理事会は経営に任じ業務を決定し執行するものである また拓殖大学において評議員会は最高機関として位置 豊田善治評議員、 経営と業務の関係をどう捉えるかとの質問があり、 渡辺嚆夫評議員から、第七条につい 理事会と評議員会との位置づけ 重要案件 これに

されると考えると答弁した。対し小川常務理事が、建学の理念に反しない程度において許容その教育内容が変化するものであるかとの質問があり、これにさらに、小川満寿夫評議員から、全人的教育は時代に即応し

て、原案通り承認可決された。 これに関連して、柴垣光男評議員、飯嶋勇評議員から、拓殖 これに関連して、柴垣光男評議員、飯嶋勇評議員から、拓殖 これに関連して、柴垣光男評議員、飯嶋勇評議員から、拓殖

拡大とが密接に関わっていたことが窺われる。いずれにせよ、建学の精神の復興という積極策と理事長権

職務権限の明確化

員会」(平成六年一〇月二二日付)の答申を受けて、 行が承認されている。これによって、従来は総長職に任期制 0) 規定はなかったが、「二期八年を限度とする」と規定された。 する評議員小委員会」の答申がまとまり、これを受けて同年 一一月一七日の理事会では、「学校法人拓殖大学理事会細則 月一七日の理事会において、「総長推薦に関する細則」 制定・ また、 平成六年一〇月二二日には、 前述の「学校法人寄附行為の細則に関する評議員小委 施行が承認された。 以下のように理事会の権限を明確 「学校法人寄附行為 0 平成六年 細 則 <u>の</u> に 限 施 関

に規定している。

明確に規定された。
ことが承認され、次のように理事長・総長等の職務権限が一層長等の業務基準及び専決事項に関する内規」を制定・施行する長等の業務基準及び専決事項に関する内規」を制定・施行する

を遂行することによって、教育・研究の向上を図るとして学内諸機関の円滑な運営を図り、所定の業務第2条 理事長は、本法人を代表し、全ての業務の統括者

第3条 常勤理事は、理事長を補佐する。

ことをその業務とする。

2 前項に定める業務のほか、特に理事長から委任された

事項について、法人を代理することができる。

第4条 総長は、本法人の設置する学校の総理者として、

建学の理念に基づき設置する学校の教育方針等の調

整及び連繋を図る。

2 前項に定める業務のほか、理事会において定められた

業務を行う。

(中略)

第6条 理事長は、次の事項を専決する。

(1) 規程、細則及び内規の制定、改廃に関すること。

- (2) 職員の任免、昇格及び配置替えに関すること。
- (3) 職員の賞罰に関すること。
- (4) 在外研究員、国内研究員及び研修員の任免等に関

すること。

(5) 職員の初任給、定期昇給及び期末手当に関するこ

کے

- (6) 寄付の収受に関すること。
- (7) 職員の研修に関すること。
- (8) 各種委員会の委員の委嘱に関すること。
- (9) 法人の諸行事に関すること。
- (1) 銀行取引の選定及び資金運用の統括に関すること。

- 11 行う主要な文書に関すること。 官公庁等に関する届出書類、 その他理事長名義で
- 12 職員の欠勤、 休暇、 忌服等に関すること。
- 13 1件五○○万円未満の寄付金の交付に関すること。

下

次のように定められた。

 $\widehat{14}$ 1件一、○○○万円未満の財産の交換及び処分に

関すること。

15 1件五、〇〇〇万円未満の工事 (修繕を含む) の

請負契約及びその執行に関すること。

16 1件五、○○○万円未満の財産、労力その 他 の 調

達に関すること。

17 予算執行に伴う支出に関すること。

は、 平 成一一 次のように常務理事の職務を定めている。 年四月一五日に施行された 「常務理事に関する規程

第2章 理事長は、 理事会の議を経て、 理事のうち若干名

を常務理事とすることができる。

第3章 常務理事は、 理事長及び専務理事を補佐し、 法人

の業務運営にあたる。

項に関する内規」が改正された。ここで、常勤理事に関する条 項が削られ、 この規程施行に伴い、 総長に関する条項が第3条で定められ、 同日 「理事長等の業務基準及び専決事 第四条以

第 4 条 専務理事は、 理事長を補佐し法人の業務運営にあ

たる。

- 2 務理事が理事長の職務を代理又は代行する。 理事長に事故あるとき又は理事長の欠けたときは、 車
- 3 第5条 た事項について理事長の職務を代理することができる。 前2項に定める業務のほか、特に理事長から委任され 常務理事は、 理事長及び専務理事を補佐し法人の
- 2 事項について理事長の職務を代行することができる。 前項に定める業務のほか、 特に理事長から委任され た

業務運営にあたる。

_総長選出方法の変遷

後もこの条項自体に変更はない。 改正以来、総長の選出は 六七頁において述べた通り、学校法人化に伴なう寄附行為 「評議員会の推薦」と規定され、その

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

する細則」が施行されるまで、状況に応じて変化していた。 ただし、実際の推薦方法は平成六年一一月に「総長推薦に関

高垣寅次郎総長辞任後

員の間で問題となった。

『記』の間で問題となった。

という事態に陥り、同年四月一一日に評議員会が召集された。

ここでは、総長の選任に関して活発な議論が展開された。

ここでは、総長の選任に関して活発な議論が展開された。

雄教授が次のように発言している。 また、教授側の立場からも意見が出された。例えば、和田敏

利害関係をもつものであるから、教授会若くは教職員会については極めて複雑な手続を経る様になって極めて大きな関する重要な問題であるので、他校においても総長選出にむものではないが、総長については教授にとって進退に迄むものではないが、総長については教授にとって進退に迄については従来からの経過から考えて見て異論をさしはさ「教員の立場から一事申し述べ度い。理事・理事長選出

おいて選出出来る様にし度い

いる。

いる。

いる。

いる。

の意向を開かれた上で御決定願い度い」と述べて限りは教授会の意向を開かれた上で御決定願い度い」と述べてれるならば、凡て教授会に計って戴き度い。総長問題に関するまた、伊部政一教授は「学問の長に関して、些かでも議せら

財界の重鎮を求め、八田嘉明に白羽の屋を立てた。ところが、 教学面を学長、 八田は多忙のために辞退、そこで理事団は総長と学長を分離し、 に対応するために、一旦理事長と総長に就いたものの、 憲久が就いた。鈴木総長事務取扱は、 いう方針を立てて八田の総長就任が決まった。 ○日に理事長を、四月一七日に総長をそれぞれ辞任した。 面総長事務取扱でいくこととなった。 で総長選衡委員会を設けて新総長問題を討議することとし、当 これを受けて、理事会は大学の財政の強化のために新総長に そこで、本多議長の裁断で、 経営面は常勤理事を置いて理事団が支援すると 暫定理事五名を選出し、 昭和二八年三月の卒業式 総長事務取扱には、 四月一 その上 鈴木

八田嘉明総長辞任後

ところが、八田は昭和二九年八月二○日の評議員会以前に辞

が決まった。選考委員会で決定後、評議員会に諮るとされた。(祭)意を表明、同日の評議員会で、総長選考委員会を設置すること

二月二六日に矢部が総長に選出された。
「本で、決定には慎重を期し、まず九月二四日に豊田悌助が総ただ、決定には慎重を期し、まず九月二四日に豊田悌助が総ただ、決定には慎重を期し、まず九月二四日に豊田悌助が総

で長く教鞭をとっていた安東義良が総長に推薦された。 に受する」と周囲の要望を固辞して総長を辞任した。同年七月一 反する」と周囲の要望を固辞して総長を辞任した。同年七月一 反する」と周囲の要望を固辞して総長を辞任した。同年七月一 反する」と周囲の要望を固辞して総長を辞任した。同年七月一 で述べている。結局、同年七月一八日の評議員会で、拓殖大学 で述べている。結局、同年七月一八日の評議員会で、拓殖大学 で述べている。結局、同年七月一八日の評議員会で、拓殖大学 で表く教鞭をとっていた安東義良が総長に推薦された。

薦委員会を設置し、次のような委員構成が決まった。存期間)が満了となった。同年四月一六日の評議員会で総長推昭和四二年三月、安東総長の任期(辞任した矢部前総長の残

- (一) 理事会(三名)
- (二) 教職員(五名)
- (三) 学友会(三名)
- (四) 後援会 (二名)

こうして、昭和四二年九月一三日、中曽根が総長に就任した。員会が開かれ、中曽根を総長とすることを賛成多数で決定した。中曽根康弘を総長に推薦することを決定した。同日、臨時評議催され、以来一○回に亘る委員会での議論の末、同九月二日に保一回総長推薦委員会が開そして、昭和四二年四月二二日に第一回総長推薦委員会が開

総長推薦委員会の構成変化

このときの委員会構成は以下の通りである。 日の評議員会は中曽根総長に留任を要望することを決定したが、 日の評議員会は中曽根総長に留任を要望することを決定したが、 日の評議員会は中曽根総長に留任を要望することを決定したが、 日の評議員会は中曽根総長に留任を要望することを決定したが、

一) 理事全員 (八名)

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

- (二) 理事会推薦評議員 (三名
- (三) 教職員推薦評議員(五名)
- (四) 学友会推薦評議員(二名)
- (五) 後援会推薦評議員(二名) (a)

四和四二年のときの構成と比較すると、委員数は一二名からい、六月二六日の臨時評議員会で豊田の総長就任が決まった。 三〇名に拡大し、理事全員の参加となっている。 ここで、推薦委員会の候補に絞られているとの報告がなされて 上が決定することにならないか」との質問が出されたが、推薦委員会で一人に絞られた場合には、推薦委員会が六回に亘って開催 こととされた。結局、推薦委員会は、控補者を豊田悌助に絞ることとされた。結局、推薦委員会は、評議員会で全会一致で承認することとされた。結局、推薦委員会は、所補者を豊田悌助に絞ることとされた。結局、推薦委員会は、所補者を豊田悌助に絞ることとされた。結局、推薦委員会は、所述というにいる。

豊田悌助総長辞任後

事務取扱とすることを示唆した。その結果、八カ月に亘って植決定した。豊田は、当面の処置として植田美与志理事長を総長責任を取って辞意を表明、同年五月二七日の評議員会で辞任が昭和五三年五月一五日の理事会で豊田総長は学生の不祥事の

田理事長、染谷誠学友会長に一任した。長候補者を選ぶ委員会を設置することが決まり、選考委員を植田が同職を務めたが、昭和五三年九月九日の評議員会で、新総

長に推薦することが決定された。 一〇月七日に第一回総長候補者選考委員会が開催され、染谷 五三年一二月に高瀬侍郎を総長候補者に推薦することを決定し 武が委員長に推薦された。六回に亘る選考委員会の結果、昭和 証がの協議の結果、一二名が選考委員に選ばれた。昭和五三

たい」との発言があり、総長に高瀬が推薦されている。評議員より「現路線の遂行完成のためにも是非ご留任いただき満了に伴なって、新総長の推薦が審議された。ここで、複数の昭和五八年六月一一日の臨時評議員会では、高瀬総長の任期

に絞って推挙することとなり、慎重審議を経て投票が行われた。選考基準が定められた。同年五月二二日の第三回委員会で林健選考基準が定められた。同年五月二二日の第三回委員会で林健正はすることを表明し、総長選考委員会で新総長を選考するこで、高瀬は任期満了をもって

七票を得て総長候補に推挙された。そして、同年六月四日の第四回委員会で開票され、小村康一が

で小村を総長に推薦した。 員会の推薦に対する賛否を投票で決することとなり、賛成多数資格要件などに関して様々な議論が展開されたが、結局選考委推薦に基づいて総長推薦が審議された。ここでは、総長候補の同年六月八日に臨時評議員会が開催され、この選考委員会の

総長推薦に関する細則」の施行

推薦に関しても、以下のように明文化された。

東会において、「総長推薦に関する細則」の施行が承認された。

真会」の答申がまとまり、これを受けて同年一一月一七日の理員会」の答申がまとまり、これを受けて同年一一月一七日の理員会」の答申がまとまり、これを受けて同年一一月一七日の理」のときの選考過程の教訓もあって、総長推薦に関する細則

第3条 総長の推薦は、次の各号に掲げる場合に行う。

- (1) 総長の任期が満了のとき。
- (2) 総長が辞任を申し出たとき。
- (3) その他の事由によって、総長が欠員となったとき。

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

(以下「選考委員会」という。)を設置する。第4条 総長候補者の選考を行うため、総長選考委員会

ものとする。 までに、同第2号及び第3号の場合は速やかに設置するまでに、同第2号及び第3号の場合は、任期満了の6日前選考委員会は前条第1号の場合は、任期満了の6日前

2

て構成する。 第5条 選考委員会は、次の各号に掲げる選考委員をもっ

- 理事長
- (2) 理事の中から互選による者
- (3) この法人の設置する学校の長の中から互選による

1 名

者 3名

- 号の評議員のうちから理事長が推薦した者 3名(4) 寄附行為第21条(一六七~一六八頁=筆者)第3
- が推薦した者 2名(5) 寄附行為第21条第4号の評議員のうちから理事長
- (6) 寄附行為第21条第5号の評議員のうちから学友会

長が推薦した者

2 名

- 長が推薦した者 2名(7) 寄附行為第21条第6号の評議員のうちから後援会

び学識経験者から理事長が推薦した者 1名

2 選考委員会発足後の委員の欠員補充は認めない。

体に対し、選考委員の選任を依頼しなければならなき、前条第1項第6号及び第7号に掲げる各選出母第6条 理事長は、選考委員会を設置することとなったと

()

第7条 総長候補者は、人格高潔で優れた業績を持ち、かれた期日までに選考委員を理事長に届け出るものとする。2 各選出母体の長は、前項の依頼を受けたとき、定めら

ればならない。

つ、教育について深い理解と識見を有する者でなけ

第8条 選考委員会に委員長を置く。

係にあるときは、委員の中より委員長代行を指名しなけ2の委員長は理事長とする。ただし、委員長が特別利害関

ればならない。

3 選考委員会は委員長が招集し、議長となる。

4 選考委員会は、委員総数が3分の2以上の出席がなけ

れば会議を開き審議することができない。

数のときは議長が決する。 選考委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同

6 前項の場合において、議長は議決に加わることはでき

ない。

7 委員長は、委員の特別利害関係があるときは、当該委

員に退席を求めることができる。

選考委員会の会議は非公開とする。

8

9 選考委員会の事務を処理するため幹事を置く。幹事は

総務部長がこれにあたる。

10 選考委員会は、総長候補者が総長に就任したとき解散

する。

決定したとき、速やかに就任の意志を確認し、評議第9条 委員長は、選考委員会において総長候補者1名が

2 評議員会は、前項の報告に基づき審議のうえ総長推薦員会に報告する。

を決定する。

は再度選考委員会に諮って総長候補者の推薦を求めなける 前項により、総長が推薦されないとき、評議員の議長

ればならない。

「総長推薦に関する細則」に基づいた対応

平成七年五月二七日開催の評議員会で小村は任期満了をもっ

て退任することを表明、同年六月一○日の臨時評議員会で新総

長に小田村四郎理事が推薦された。

満了の際にも、細則に則った手続きで選考が進められ、 なわれた最初のケースである。同様に、平成一一年六月の任期 が総長に再び推薦された。(藤渡理事長も再任された)。 このときの選考は、「総長推薦に関する細則」に基づいて行 小田村

注

- 1 事務局組織の変遷に関しては、「第十二章 部局史編』平成一四年。 事務局」『拓殖大学百年
- (2)「特集(拓殖大学総長と学監」『海外事情』昭和四三年一〇月号などを
- (3)「臺灣協會學校規則」明治三五年。以下条文等の引用は、括弧書きの 標題等を除いて、原文のまま引用する。ただし、原文が横書きの条文は 縦書きに改め、英数字等はできる限り生かした。
- 4 「東洋協會專門學校規則」明治四二年一月。
- 5 「私立台湾協会学校長選定認可書」(東京府知事)明治三三年七月五日。
- 6 『臺灣協會會報』三二号、明治三四年五月。
- (7)「台湾総督府原議書」(補助金交付及び命令書下付の件) 明治三四年四
- (8)「台灣総督認可書」明治三四年五月二五日。
- (9)「台湾総督府原議書」(東洋協會專門學校會計主任変更)大正三年八月 二六日。その後会計主任職がいつ廃止されたかは現在のところ不明であ

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

- $\widehat{10}$ 『東洋時報』一九二、大正三年九月二〇日、七八頁。
- $\widehat{11}$ 小松原英太郎訓辞草稿、大正六年四月二四日。
- $\widehat{12}$ 『拓殖大学六十年史』一九九頁。
- $\widehat{13}$ 『拓殖大学要覧』大正八年。
- 14 『拓殖大學要覽』大正八年、二七頁。
- 『東洋時報』二二六号、大正九年一一月二〇日、四一頁。

15

- 16 『東洋協會大學一覽』大正一一年九月、九頁。
- (17)『拓殖大學一覽』自昭和四年至昭和五年、昭和四年一二月、七~八頁 など。
- (18)『東洋協會大學一覽』大正一一年九月、一三頁
- 19 『拓殖大學一覽』昭和七年一〇月、一二頁。
- 20 『拓殖大学百年史 資料編一』平成一五年、五○九~五一○頁。 維持会は、昭和一〇年に、拓殖大学の基金を充実し、その発展に資す
- 会による基金の増額を目指した。『拓殖大学学友会会報』第一一〇号、 ることを目的として設立された。当時、昭和恐慌と言われた厳しい経済 昭和一〇年一二月。 で、基本金の利子が減少し、経営難に陥っていた。こうした中で、維持 情勢の中で、昭和七年に校舎を新築したことに加え、急激な金利の低下
- 22 学百年史 資料編一』五一四~五一五頁。 「第四○回拓殖大学評議員会決議録」昭和一二年一月一八日。『拓殖大
- $\widehat{23}$ 年九月三〇日。『拓殖大学百年史 資料編一』五二一頁。 『拓殖大學一覽』昭和一三年一○月、一○~頁、「認可申請」昭和一三
- $\widehat{24}$ 『拓殖大學一覽』昭和一三年一○月、一四~一五頁
- 25 所が設立された。 昭和一五年、研究活動の促進と研究水準の向上を目的に拓殖大学研究
- 26 田に修練農場を開設した。 拓殖大学は、昭和一五年に附設組織として都下北多摩郡小平村野中新

- (27) 『拓殖大學一覽』昭和一八年一○月、二○頁。
- (28)「新制紅陵大学設置認可申請」昭和二三年七月五日
- (29) 『拓殖大学六十年史』三二一頁。
- (3) 『東洋文化協会五十年史稿』昭和二三年、二七四~二七六頁。
- (32) 『拓殖大学百年史 資料編一』五二八頁。
- (33) 「学校法人への組織変更認可申請」昭和二六年二月十六日。
- を受けて、翌日付で設立された。 維持会寄付金を統括するために、昭和二四年一二月三一日の維持会解散3) 戦後復興のために維持会と別に設置された復興課等の募金工作などと、
- 「の」に改めた。 大学後援会に員中より」となっている。「に」は誤りと思われるので、(35) 原文の五項、六項は、それぞれ「紅陵大学々友会に員中より」、「紅陵
- (36)「理事会議事録」昭和二八年四月一〇日。
- た。「評議員会記録」昭和二八年一二月一一日。 評議員会で寄附行為の総長に関する規定の変更を求めて改めて承認を得東京地方裁判所判決が出された。このため、昭和二八年一二月一一日の37) この改正に関する昭和二八年四月二七日の評議員会決議を無効とする
- いる文書は「内務規定」となっている。38)「理事会議事録」昭和二八年五月一八日。評議員会記録に添付されて
- (3) 「内務規定」昭和二八年五月一八日。
- を置く方が当時の現状に即している」との判断があったが、矢部貞治が40) 昭和二八年五月の改正寄付行為施行時には、「総長の下に専任の学長

- て、矢部が学長も兼務することが適当と判断したものと推測される。総長に就き、教授陣の招聘などにも積極的に動いていた状況等に照らし
- 究機関となった。 にじませた附設的な存在として設立された。昭和四一年に大学の附属研(41) 海外事情研究所は、矢部貞治総長時代の昭和三〇年六月に、自立性を
- 課外活動(クラブ・サークル)の総体である。(42) 台湾協会学校時代の明治三四年一一月に設立された麗澤会は、学生の
- (43)「事務規定」昭和三二年四月。
- (4)「理事会議事録」昭和四二年九月二六日。
- (45) 「理事会議事録」昭和四三年四月一日。
- (6)『拓殖大学八十年史』は次のように書いている。

(五五七~五八八頁)。 「中曽根総長は、就任以来総長、学長、理事長という教学と経営の最后 については、昭和四五年九月二六日の理事会の議をへて、十月一日豊田については、昭和四五年九月二六日の理事会の議をへて、十月一日豊田については、昭和四五年九月二六日の理事会の議をへて、十月一日豊田はかられた結果、七月一八日の教授会で学長候補者三名を選出していた」はかられた結果、七月一八日の教授会で学長候補者三名を選出していた」はかられた結果、七月一八日の教授会で学長候補者三名を選出していた」はかられた結果、七月一八日の教授会で学長候補者三名を選出していた」はかられた結果、七月一八日の教授会で学長候補者三名を選出していた」はかられた結果、七月一八日の教授会で学長候補者三名を選出していた」はかられた結果、七月一八日の教授会で学長候補者三名を選出していた」はかられた結果、七月一八日の教授会で学長候補者三名を選出していた」はかられた結果、七月一八日の教授会で学長候補者三名を選出していた」はかられた結果、七月一八日の教授会で学長候補者三名を選出していた」はかられた結果、七月一八日の教授会で学長候補者三名を選出していた」はかられた結果、七月一八日の教授会で学長候補者三名を選出していた」は、1000年に対する。

(47) 語学研究所と改称された。平成九年四月に、言語文化研究所と改称されはなく、アジア協会を経由した委託として受け入れたインドネシア共和国賠償研修生に対する日本語教育を目的として、昭和三六年二月に発足国賠償研修生に対する日本語教育を目的として、昭和三六年二月に発足した。エー仁「インドネシア共和国政府派遣賠償研修生を受け入れた拓拓、 1 話学研究所(当初は日本語研修所)は、拓殖大学が外務省から直接で

į.

- 機関となった。平成八年に経営経理研究所と改称されている。(48) 経理研究所は、昭和三四年三月に創設され、昭和四三年に大学の研究
- (49)「理事会議事録」昭和五一年七月二〇日。
- (5)) 「理事会議事録」昭和五二年二月一五日。
- (51) 「理事会議事録」昭和五五年五月一七日。
- 側の「三法遵守は当然」とする説明について問題にされていない。(52)「理事会議事録」昭和五五年五月三一日。議事録を見る限り、事務局
- (53) 「定時評議員会議事」昭和五五年五月三一日。
- (4) 「理事会議事録」平成六年一一月一七日。
- (55) 「理事会議事録」平成七年二月一六日。
- 敢えてそれらを統一せず、元の表記を生かした。(56) 時期によって「選衡」、「選考」などと使いわけているため、本稿では
- (57) 「評議員会記録」昭和二七年四月一一日。
- (58) 「評議員会記録」昭和二九年八月二七日。
- (60)「評議員会記録」昭和三九年七月一八日。(59)「評議員会記録」昭和三九年七月一二日。
- 原田統吉、渡辺秀雄。 藤勘助、竪山利忠、和田敏雄、吉澤成躬、学友会は小川忠悳、後援会は(61) 理事会は植田美与志、出井正雄、日野月孝治、教職員は豊田悌助、佐
- (62)「定時評議員会議事録」昭和四六年三月二七日。
- (63) 「臨時評議員会議事録」昭和四六年四月一七日。
- 学友会推薦は狩野敏、熊埜御堂健児、後援会推薦は落合英次、戸高利秋。統吉、教職員推薦は赤松要、伊東敬、加藤芳雄、佐藤勘助、吉澤成躬、悌助、中曽根康弘、山田宗久、理事会推薦は寺井久元、中西寅雄、原田(4) 理事は安東義良、出井正雄、植田美与志、小原乕郎、竹割政男、豊田
- 「定時評議員会議事録」昭和四六年五月二九日。ちなみに候補者になっ

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

65

た三名は、豊田悌助、中西寅雄、赤松要。

- (66)「臨時評議員会議事録」昭和四六年六月二六日。
- (67) 「臨時評議員会議事録」昭和五三年九月九日。
- 田幸蔵、椋木瑳磨太、山口英治。太、狩野敏、川俣和夫、西郷隆秀、染谷誠、寺井久元、細貝大次郎、前太、狩野敏、川俣和夫、西郷隆秀、染谷誠、寺井久元、細貝大次郎、前六一二~六一三頁。一二名の委員は、市古尚三、植田美与志、岡崎嘉平)「臨時評議員会議事録」昭和五四年一月一三日。『拓殖大学八十年史』
- 前掲「臨時評議員会議事録」。

69

- (70) 「臨時評議員会議事録」昭和五八年六月一一日
- 「臨時評議員会議事録」平成三年六月八日。(四票)、第三位 小田村四郎(三票)、第四位 椋木瑳磨太(二票)。(四票)、第三位 小田村四郎(三票)、第四位 椋木瑳磨太(二票)。たようだが、林候補自身は推薦の経緯を知り、引いたとの話である。委八) 林健太郎候補を推した理事者から、後に選考についての異議が出され
- (72)「理事会議事録」平成六年一一月一七日。
- 委員は以下の通り。 (沼) 「臨時評議員会議事録」平成七年六月一〇日。なお、総長選考委員会

総長推薦に関する細則第五条第一項第一号委員(理事長

藤渡辰信

第二号委員(理事の中から一名

神山 正

第三号委員(法人の設置する学校の長の中から三名)

大堺利實、後藤玉夫、石川、武

第四号委員(理事会推薦評議員から三名)

安土隆義、入江敏夫、松村 豊

第五号委員(教職員推薦評議員から二名)

田哲朗、佐野幸夫

第六号委員(学友会推薦評議員から二名)

荒牧久志、請島久雄

紀七号委員(後援会推薦評議員から二名

関根一夫、

工藤信一

ソ睪を

弗八号委員(法人に功労のある者及び学識経験者から一名)

7

(7)「臨時評議員会議事録」平成一一年六月一二日。なお、 総長選考委員

那边居有

総長推薦に関する細則第五条第一項第一号委員

(理事長

会委員は以下の通り

第二号委員(理事の中から一名)

佐野幸夫

第三号委員(法人の設置する学校の長の中から三名)

坂田 勝、高橋敏夫、草原克豪

第四号委員(理事会推薦評議員から三名

安土隆義、鷲海賢一郎、長崎一臣

第五号委員(教職員推薦評議員から二名)

郡莊一郎、橋本紀二六

第六号委員(学友会推薦評議員から二名)

一院 直、戸張信博

第七号委員(後援会推薦評議員から二名

太田清蔵、工藤信

第八号委員(法人に功労のある者及び学識経験者から一名)

柳谷 茂

若干の所感

以上、台湾協会学校創立以来の拓殖大学経営陣(校長、学長、

桂太郎、 求心力といったものがあったであろう。 果たした役割には、規程に定められた職務権限以上のものがあっ 習やその組織では常識となっている不文律にも、経営者のパー 不文律が意外に重要な意味を持っている。 たことが容易に推察される。そうした役割の中には、 からは、それらの実態は見えにくい。だが、 ソナリティがもたらす権威にも一切ふれてはいない。 あくまで本稿では、明文化された規程のみを扱い、 後藤新平、 あるいは二代学監であった新渡戸稲造らが 明文化された規程だけ 日本社会ではこの 人格的な 例えば、 組織の慣

化なりに負うところが小さくない。不文の側面を有している。その組織独特の生理なりあるいは文いる側面を無視できない。つまり、拓殖大学も例外ではなく、いずれの社会も、実際の執行権限と権威は二重構造になって

他に存在するという、権力と権威の分立並存が基本的なパターだと考えられる。天皇が直接政治を行う「天皇親政」の時代もだと考えられる。天皇が直接政治を行う「天皇親政」の時代もあったが、天皇は祭祀を司る権威の象徴で、政治を司る権力が権威と権力を同時に担う。これに対して、日本史の通説によれアメリカの大統領制は、国家元首と行政府の長とを併せ持ち、

理事長、総長等)に関する制度の変遷を辿ってきた。

例とも言えるか。 けている。 上明記されていなくても、 ンとなってきたと言われる。 しかし、 天皇が外交上は国家元首の処遇を受 戦後の象徴天皇制においても、 すると、 明治維新以後の体制 憲法 は異

関係している。 これは、 日本人が 無為の為」 の機能を重視してきたことと

と言い換えることもできる。こうした日本の構造は、 続ける」と指摘した。 サノヲの三神を基本構造に据えた意志決定のパターンに注目 「三貴子(トライアッド)」、つまりアマテラス・ツクヨミ・ス リーダーシップ論に立つ「中心統合型」の対極にある。 心に「無為の人物」が座ること方がいい。これは 二の神・ツクヨミは三神の中央にあって、ひたすら無為を保ち 第一のアマテラスと第三のスサノヲは対立したりするが、 河合隼雄氏は、『古事記』や『日本書紀』の記紀神話 中央の「空性」を保持するためには、 |均衡の論理 欧米流の にある 中 第

いて最近の日本政治を分析している。 産経新聞編集委員 この「中空均衡型構造」 (当時) の久保紘之氏もまた、中空構造を用 は日本の組織分析に有効なようで、

のことによって、 本稿では、 敢えて明文化された規定のみの変遷を追った。 大学組織の場合に限らず、 日本の組織におい

> ては、 逆に浮き彫りになったかもしれない。 想像以上に不文の機能、 無為の役割が大きいということ

が、

注

- 1 河合隼雄『中空構造日本の深層』中央公論社、一九九九年(中公文庫)。
- 2 八日付夕刊など。 「自自連立と日本的意志決定システム」『産経新聞』一九九九年一月

あとがき/本稿が発表されるまで

編集委員会における査読の結果、 文書に対して、本人の速やかな反応はなかったが。 内容はいささか承服しがたいものであったらしい。 る結果となった。査読結果は文書で本人に手渡されたが、 ものであった。しかし、駄場委員の提出した二次稿は、 駄場裕司編集委員(三月二日付で病気辞職) 監職と理事長職・総長職の制度的連続性」と題する論稿として、 この資料に類するものは、 元来は本誌一一号に「学長職・ 大幅な修正と加筆が求められ が発表する予定の 尤も、 本誌の

号の発刊予定は二カ月近く遅れた。 たのは、 指示通り提出されるであろう修正稿を待っていたので、 駄場稿の問題範囲の設定が唐突であり、 査読の委員会で問題にな さらにその必

あること等であった。 然性の説明が全くないこと、資料の選択に見る扱いも個性的で

いう意見もあった。至極当然であろう。過程を明らかにした方が、百年史編纂に供するのではないかと連続性と非連続性」、あるいは資料として「制度的な変遷」のまた、「制度的連続性」という題名の付け方よりも、「制度的

は、組織の根幹の生態をも示すことになるからである。の明文化がどのような変遷になっているかを明らかにすることその意志決定の最終責任の所在や、最高中枢の役割の分担とそぜなら、私学という大学なり学校なりの一つの組織において、ぜなら、私学という大学なり学校なりの一つの組織において、この分野について明らかにしたいと本人から平成一四年一○

基調は「大学令」でも変わらなかった、と言えるであろう。おいら見れば、その発端が官学を対象にしていたために、法のの多くの制約を課しながらも、やっと私学をも含むことになったのである。法治社会で存在が認知されたのであった。だが今による「大学令」(大正七年一二月)として、供託金などもかし、「大学令」でも変わらなかった、と言えるであろう。

あった。
とされたからである。それは基本的に私学の助長を促すものでされていた民主化の促進を、教育面でも行わねばならなかった、されていた民主化の促進を、教育面でも行わねばならなかった、とされたからである。それは基本的に私学制変革を日本は受めていた、日本政府は降伏の条件であったポツダム宣言に記載しかし、一九四五(昭和二○)年の大変により占領下に置か

米国(GHQ・CIE/民間情報教育局)による日本の教育

0

整理

を坪

内編集委員が行った。

パージの問題を明らかにする論稿か資料が提出される)でと言えたであろう。教育機会の内容に多元化を図るためにはの当たった部分である。一方で、最近になって識者からとみにの当たった部分である。一方で、最近になって識者からとみにと言えたであろう。教育機会の内容に多元化を図るためには制度への影響力の行使は、こうした分野では非官を進める現代

大学百年史の根幹を解析する立論になるとも思ったのだが。とれを本人にも伝えたのである。問題提起としては画期的な事例は伝わらなかったようである。問題提起としては画期的な事例を記していたのか。主幹である私は、駄場委員に期待したし、姿を呈していたのか。主幹である私は、駄場委員に期待したし、

にも れ 動きがあり、 の 月中 はそれとして、 は残念ではあった。 しかし資料集一巻作成の過労もあってか、彼が病いに倒 () 旬 かない。 から担当して、 特定顧問を含めた周囲が多少は振り回され 今般の表題に沿っての資料の収集を松尾室員が 課題の性質上からそのまま放置しておくわけ そこに至る前に、自失したのか不規則な 平常業務の傍ら収集してもらった。 た。 n そ た

> 過程」 料としての扱いに限定したかった。 うがない。 同様に査読の委員会を及第するのは難しいと思われたのだ。 包括的とは言えず限定されている。 駄場稿は、 に焦点を合わせたからだ。 今般の新たな試みでは、 この際は用いなかった。 しかも論稿にすると、 「資料」としても生かしよ 本来の目的である「変遷の **論稿にするのは止めて、** そこで扱われた資料は、 先回と 資

れた。 からは取って、 は取った方がいいのでは、との意見が出された。そこで、 野に関する評議員会や理事会での議事録からの引用を特に求め の注文を出して、二次の修正稿を求めた。 三月中旬に第一稿が提出されたので、 次いで、 五月二二日に開かれた編集委員会では、 編集委員による査読を求めて、 資料の欄に収録することで合意がされた。 主幹が読んだ上で多く 二次稿には、 さらなる修正 資料という文字 当該分 がさ

そこで、そうした世界もあると指摘しておくのに止めたい。その分野が実際に生きるのは職責を有する当事者間であろう。るが、それを明らかにするのは我々の任ではないからである。いない。この部分は明文化された世界と同様の重さを有していいない。この部分は明文化された世界と同様の重さを有していいない。

平成一五年五月二三日(主幹 池田憲彦)

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷